

Ⅲ 企画調整・市町村連携

1 広報普及啓発

(1) ホームページ

平成13年度にホームページを開設し、保健所の事業紹介、保健衛生情報など、都民や関係機関に役立つ情報を掲載している。

ホームページアドレス <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tthc/>

(2) 情報誌等の発行（多摩立川保健所「健康だより」・「べんり帳」）

「健康だより」は住民及び関係機関等を対象に、保健衛生知識の普及及び健康づくりに役立つ情報提供を目的として、令和5年度は夏期（7月）に16,200部と冬期（11月）に15,000部を発行した。

夏期発行の「健康だより」では、「蚊は、たまり水から発生します!」、「かぜ薬や鼻炎薬など一部の医薬品には、適正使用のための販売ルールがあります」、「レッツゴー！骨髄ドナー登録」及び「テイクアウト・デリバリーを安全に楽しむために!」を掲載した。

冬期発行の「健康だより」では、「野菜で簡単！彩りのある食生活始めませんか?」、「梅毒・エイズの予防」、「いい医療に向かってGO」及び「教えて！禁煙きんちゃん!!」を掲載した。

「べんり帳」は住民及び関係機関等を対象に、保健所の業務内容等の掲載に加え、裏面には管内の公共機関や保健医療機関の位置を示した管内マップ（地図）としても利用できるものとし、令和6年3月に4,500部発行した。

なお、「健康だより」と「べんり帳」は管内6市や医療機関等の協力を得て、それぞれの窓口等での配布を行っている。

(3) 市報への掲載依頼

管内6市の協力により、市報を通じて講演会等の行事予定等について周知を図っている。

(4) パンフレットの配布・ポスターの掲示

保健所構内及び講習会の会場等において、保健衛生に関する各種パンフレットの配布及びポスターの掲示を行っている。

(5) 保健所ギャラリー

保健所1階の展示コーナー（保健所ギャラリー）において、住民の健康増進のため、月ごとにテーマを決めて企画展示を実施している。

(6) 事業概要の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、管内6市及び関係機関等に配布している。

(7) 保健医療福祉データ集の発行

圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

(8) 資料室の設置

住民や関係機関向けに健康（衛生）教育用資料等を貸し出している。

2 情報公開

東京都では都民に対し開かれた都政を推進するため、「東京都情報公開条例」に基づいて、「公文書の開示」を行っている。

また、平成29年10月30日からは、東京共同電子申請・届出サービスを利用して「公文書情報の提供」も行っている。

多摩立川保健所では、令和5年度中に公文書の開示請求が360件、情報提供依頼が101件あった。

さらに、これらとは別に個人情報を含む文書について、令和5年度中に法令等の定めに基づく公的機関からの行政照会に対し133件の提供を行った。

表 2-1 令和5年度情報公開

区 分	合 計	内 訳		件 数
公文書開示請求	360件	食品衛生関係		51
		環境衛生関係		172
		診療所等開設関係		258
		薬局等開設関係		117
		その他		3
				(計601件)
公文書情報提供 依頼	101件	食品衛生関係		12
		環境衛生関係		84
		診療所等開設関係		52
		薬局等開設関係		12
				(計160件)
行政照会	133件	官公庁	食品衛生関係	359
			環境衛生関係	38
			診療所等開設関係	42
			薬局等開設関係	17
			その他	2
				(計458件)

(注) 1件の請求により、複数文書を請求される場合があるため、合計件数と内訳の計とは一致しない。

3 統計調査

保健所では統計法等に基づいて、わが国の主要統計の一つである人口動態統計をはじめ、傷病や医療施設等に関する衛生統計調査及びその他の各種統計調査について、審査及び取りまとめの事務を行っている。

令和5年度には、次の統計調査を行った。

表3-1 統計調査実施状況

調査名		目的	期日	対象
人口動態統計	人口動態調査	人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 (出生・死亡・死産・婚姻・離婚に関わること。)	通年実施	管内6市に届けられる出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出書により調査する。
	医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	通年実施	医療法に基づく届出の受理又は処分があった医療施設
衛生統計調査	医療施設静態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年周期で実施する。	令和5年 10月1日	令和5年10月1日午前零時現在において開設している、すべての病院・一般診療所・歯科診療所
	患者調査	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年周期で実施する。	令和5年 9月～10月	無作為抽出した医療施設を利用する患者
	受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。	令和5年 10月	無作為抽出した一般病院を利用する患者
	地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報	保健所及び管内6市
その他の各種統計調査	国民生活基礎調査 (小規模調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	令和5年 6月1日	全国の世帯及び世帯員を対象として、国勢調査区から層化無作為抽出した調査地区内の全ての世帯及び世帯員 管内では8地区560世帯

<p>その他の各種統計調査</p>	<p>社会保障・人口問題 基本調査 (第9回人口移動調査)</p>	<p>各世帯を構成する世帯員について、ライフ・イベント（出生・進学・就職・結婚等）ごとに調査し、人口移動の動向と要因を明らかにするとともに、将来の移動の傾向を見通すための基礎データを得ることを目的とする。また、主要な調査項目に関する結果を都道府県別に表章し、地方創生関連施策や地方自治体による人口ビジョン・総合戦略の検討、地域別将来人口推計の精緻化等に資する基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を経た人々の移動傾向の変化や、新たな居住形態の出現を把握するための調査項目を設けることにより、厚生労働行政に資する新たな基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>令和5年 7月1日</p>	<p>令和5年国民生活基礎調査の調査地区内から無作為抽出した1,000調査地区内の全ての世帯の世帯主及び世帯員管内では8地区518世帯</p>
-------------------	---	---	----------------------	---

4 研修・教育

(1) 研修・教育活動

ア 研修・衛生教育の実施

関係職員の資質の向上を目的とした研修会、最新の医学や公衆衛生情報を伝える講演会、衛生教育を目的とした講習会等を133回開催した。分野別の内訳は表4-1に示した。

研修活動の中で企画調整課が実施した、市町村職員の支援を目的とした研修は、表4-2に再掲した。

表4-1 研修・衛生教育実施状況

	総 数 (注1)		会 場			
			所 内 (注2)		所 外	
	回 数	参加人員	回 数	参加人員	回 数	参加人員
4年度総数	83	4,654	44	3,318	39	1,336
5年度総数	133	6,474	74	3,878	59	2,596
感 染 症	6	335	2	64	4	271
(再掲) 結核	1	26	1	26	-	-
(再掲) エイズ	-	-	-	-	-	-
精 神	3	71	3	71	-	-
難 病	2	47	2	47	-	-
母 子	-	-	-	-	-	-
成人・老人	-	-	-	-	-	-
栄養・健康増進	17 (7)	1,246 (826)	14 (5)	895 (491)	3 (2)	351 (335)
歯 科	7 (1)	566 (153)	7 (1)	566 (153)	-	-
薬 事	21	646	10	364	11	282
医 事	2	168	2	168	-	-
食 品	62 (6)	2,787 (708)	30 (4)	1,576 (373)	32 (2)	1,211 (335)
環 境	11	536	2	55	9	481
企 画	2	72	2	72	-	-

(注1) 他分野と合同で開催した回数、参加人員は()内に示した。

(注2) 所内開催については、書面開催、オンライン開催を含む。

イ 市町村等支援研修

市への支援の一環として管内6市の担当者の資質向上を目的とした市町村支援研修を実施した。

また、管内の保健福祉関係者の資質の向上及びネットワークの強化を目的として、地域保健福祉関係者等育成研修を実施した。

表4-2 市町村支援研修

実施日	対象者	参加人数	内 容	講 師
10月3日	各市自殺対策事業担当者	10	第1回自殺対策事業担当者連絡会（公開講座）及び連絡会	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 杉本 脩子 氏
10月30日	各市又は保健所の中堅中期・後期の保健師	9	第2回中堅期保健師研修 「中堅期保健師が目指すべき保健活動の展開～地域のニーズを捉えていますか？～」	帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科 工藤 恵子 氏
1月11日	各市の健康主管課、学校給食主管課等の管理栄養士・栄養士等	14	栄養士研修＜栄養管理講習会合同開催＞ 「こころの問題を抱える方への栄養相談～統合失調症・うつ・発達障害を中心に～」	特定医療法人社団研精会 東京さつきホスピタル 栄養統括科長 和田 美紀子 氏
1月15日	各市自殺対策事業担当者	19	第2回自殺対策事業担当者研修（公開講座）及び連絡会	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 救命救急科 白杵 理人 氏
2月1日	圏域6市の防災主管課及び健康主管課等の職員、保健所職員	19	北多摩西部保健医療圏版HUG研修	多摩立川保健所 歯科保健担当課長 柳澤 智仁、保健師2名
2月20日	各市又は保健所の中堅中期・後期の保健師	8	第2回中堅期保健師研修 「中堅期保健師が目指すべき保健活動の展開～地域のニーズを捉えていますか？～」	帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科 工藤 恵子 氏

(2) 実習生指導

保健所は地域保健の第一線機関として保健師学生、管理栄養士学生、歯科衛生士学生等の実習生を受け入れており、地域保健従事者の養成における基礎教育の一端を担っている。

表 4-3 実習生指導状況（令和 5 年度）

対 象	学校名	実施期間	実習 日数	学生人数		指導内容等
				実	延べ	
保健師学生 (公衆衛生看護学 実習)	東京慈恵会医科大学	5月15日～8月10日	10日間	13	130	オリエンテーション： 保健所の役割・業務について 見学： 感染症対策事業、精神相談、難病相談、 リハビリ訪問、面接相談、家庭訪問、 会議、事例検討等
管理栄養士学生	東京農業大学	5月18日～9月11日	7日間	28	196	講義： 保健所の役割と公衆栄養業務について 実習： 食環境整備、特定給食施設指導、食品関 連事業者指導、課題研究等
歯科衛生士学生 (注)	東京西の森歯科衛 生士専門学校	6月30日	1日間	66	66	講義： 保健所の役割・業務について、歯科保健 について
医学部学生	東京医科大学	6月7日	1日間	4	4	講義： 公衆衛生と保健所の役割、災害時の活動 について 実習： 防護服着脱訓練
	獨協医科大学	10月23日～10月25日	3日間	2	6	講義： 公衆衛生と保健所の役割、調剤薬局との 連携、健康増進法と保健栄養事業、感染 症対策、心の健康づくりについて 実習： 調剤薬局見学、摂食嚥下実習

(注) 歯科衛生士学生実習については、3所合同（西多摩保健所・多摩立川保健所・多摩小平保健所）によるオンライン講義を実施した。

(3) 医師臨床研修

医師臨床研修は管内の病院から研修医を受け入れ、保健所の役割を理解させるとともに地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的態度や考え方を身に付けさせることを目的として、平成17年度から実施している。

表4-4 医師臨床研修指導状況（令和5年度）

	団体名	実施期間	研修日数	指導人員		指導内容等
				実	延べ	
対象	社会医療法人社 団健生会立川相 互病院	6月5日～6月16日	2週間 (10日間)	1	10	【講義・実践・見学】 「地域保健・医療」 保健師活動、母子保健、地域保健、エイズ・感染症対策、結核対策、健康づくり、医療安全対策、歯科保健、食中毒関係、薬事業務、環境衛生対策、健康危機管理等について
		10月2日～10月13日	2週間 (10日間)	1	10	

(注) 延べ指導人員数＝実人数×実研修日数

5 地域保健医療推進プラン

近年我が国の保健医療を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。少子高齢化の急速な進展や生活習慣病を中心とした慢性疾患の増加等、人口構造や疾病構造が大きく変化するとともに、大規模災害新興感染症、食物・化学物質等による健康不安の増大などを背景に、保健医療に対する住民のニーズもより多様化・高度化してきている。

都における高齢化率は、総人口がピークを迎える令和7（2025）年には23.0%であり、令和17（2035）年には25.4%とおおよそ4人に1人が高齢者になると推計されている。本格的な「超高齢社会」を迎え、健康長寿を支援するとともに、病気や障害があっても生涯を通して住み慣れた地域の中で生き生きとした人生を送るための保健・医療・福祉の包括的な連携体制の整備が急務である。

都はこのような保健医療の課題に的確に対応していくため、医療法をはじめとする関係法令の改正等を踏まえ、令和6年3月、「東京都保健医療計画」及び「東京都がん対策推進計画」など、今後の保健医療施策の基本となる諸計画の改定を行った。

当圏域においても、都及び圏域市の関係計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえた保健・医療・福祉の取組を一体的に推進していくため、「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）を令和6年9月に改定した。

（1）性格と位置づけ

プランは都保健医療計画等を踏まえ、圏域の保健所、市及び医師会等関係機関・団体等の保健・医療・福祉の関係者が地域の保健医療の現状と課題を共有し、連携・協働して二次保健医療圏の保健・医療・福祉を総合的に推進するための計画である。

また、プランは保健所及び市にあつては保健医療施策の推進目標、保健医療関係機関・団体等にあつては活動の指針、地域の住民にあつては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられるものである。

推進にあたっては住民参加を促進しながら、それぞれの役割に応じた取組の目標を設定し、地域の保健・医療・福祉の包括的な体制整備を目指していく。

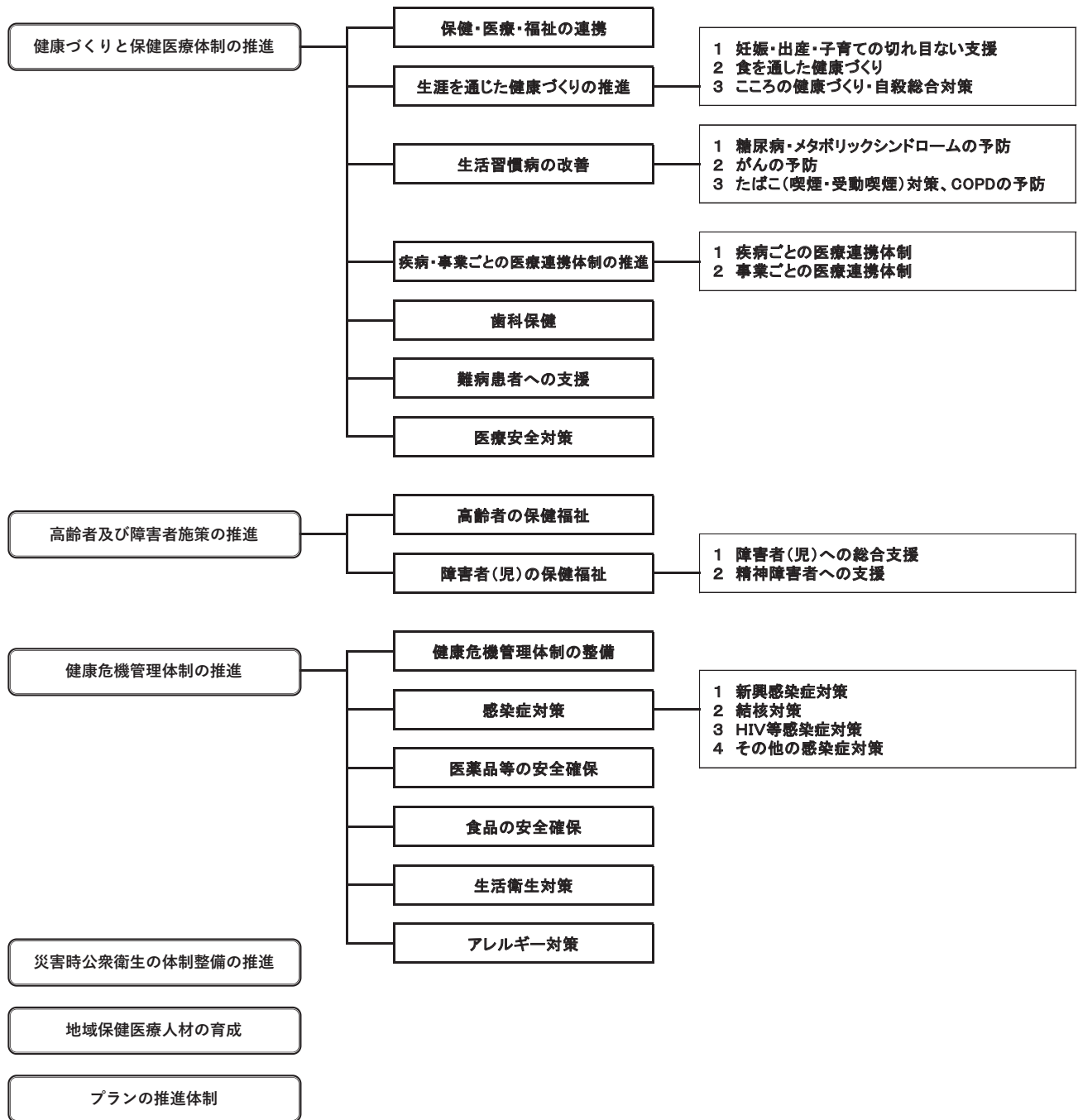
（2）計画期間

プランの計画期間は令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間である。ただし、社会情勢の変化により計画期間内に変更を行う必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。

（3）進行管理

プランの進行管理は保健所、圏域の市、関係機関・団体からの代表者、学識経験者及び圏域住民の代表である公募委員により構成する北多摩西部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）が行う。協議会は、最終年度（令和5年度（2023年度））に最終評価を実施し、次期プランへの改定に向けて検討を進めた。

【地域保健医療推進プラン（令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで）の体系】



(4) 課題別地域保健医療推進プラン

多摩立川保健所では地域保健医療推進プランの具体的行動計画として「課題別地域保健医療推進プラン」を年度ごとに策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。

令和5年度は、以下の事業を実施した。

- I AI 技術を活用した効率的・効果的な普及啓発事業の推進（令和4年度新規事業、2年計画の2年目）

I A I 技術を活用した効率的・効果的な普及啓発事業の推進

1 背景

食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があり、HACCPの導入、継続支援が喫緊の課題である。一方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来実施してきた集合型講習会が開催できない状況が続いている。また、集合型講習会の場合、営業を休んで出席しなければならない、一人しか出席できないといった事業者からの意見が従来からあった。そのため、集合型講習会を補完する形態の普及啓発事業を推進する。

2 目標

- ・事業者の受講の機会を増やす、受講方法の選択の幅を広げるため、講習会動画、従業員教育用動画を作成し、配信する。
- ・外国人従業員の雇用が増加しており、中には日本語が不得意な従業員がいることから、日本語だけでなく多言語対応した動画を作成し、配信する。

3 事業内容

- (1) 食品衛生責任者向けに、日本語でのHACCP導入・継続支援動画を作成する。(令和4年度)
- (2) (1)の取組を他の都保健所と共同で実施する。(令和5年度)
- (3) 外国人従業員向けに多言語での衛生教育動画を作成する。(令和4年度)
- (4) 外国人責任者向けに多言語でのHACCP導入・継続支援動画を作成する。(令和5年度)

4 評価

- (1) 食品衛生責任者向けの日本語でのHACCP導入・継続支援動画作成(上記3(1)(2))

食品衛生講習会用の動画を計5本作成した。食品営業者が許可切替時に受講する講習会及び大規模衛生講習会は従来の集合型に加え、オンライン(YouTubeでの視聴)でも実施した。

大規模衛生講習会については、過去に実施した講習会より受講者数が大幅に増加し、より多くの事業者へ普及啓発を行うことができた。アンケート結果から、集合型、オンラインいずれの方式も「満足＋やや満足」が90%超となったが、オンラインの方が「満足」の割合が高く、「好きな時間に何度も受講できる」などオンライン特有のメリットを評価する声があった。

令和4年度のオンライン講習会は多摩立川保健所単独で実施したが、令和5年度は他の都保健所と連携して動画を作成・共有し、令和4年度に構築したオンライン講習会の仕組みを水平展開した。

- (2) 外国人従業員向けの多言語での衛生教育動画作成(上記3(3))

食品衛生講習会用の動画を1本作成した。管内の製造事業者に対し、外国人従業員の雇用状況の調査を行った結果、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語を母国語とする従業員が多いことが分かった。

食中毒防止に重要な「手洗い」の意義や手順等について、従業員向けに解説する内容を先述のネパール語等に加え、やさしい日本語、英語、中国語で動画を作成しYouTubeに公開すると共に、保健所ホームページでの紹介及び動画紹介リーフレット配布により周知を行った。

- (3) 外国人責任者向けに多言語でのHACCP導入・継続支援動画を作成(上記3(4))

日本語を母国語としない飲食店の外国人責任者(営業者を含む)に対し、HACCP取組状況を調査した結果、小規模飲食店の実施率が極端に低いこと、漢字を含む日本語の普及啓発資料は読むことが難しいため、HACCPを理解できず取組が進んでいないことが分かった。このような施設を対象に、HACCP導入解説動画を多言語で作成した。作成した動画は都保健所YouTubeチャンネルに公開した。今後は作成した動画を様々な場面で活用することで、日本語を母国語としない飲食店の外国人責任者に対してもHACCP導入・継続支援を推進していく。

(5) 地域保健医療協議会

多摩立川保健所では地域の特性を踏まえた保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりに取り組むために、北多摩西部地域保健医療協議会を設置し、保健所運営や地域保健全般及び各種の分野について地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表による審議及び協議を行っている。（委員構成については、「Ⅶ 附属機関等」の表1-1（P137）を参照。）

表5-1 令和5年度 北多摩西部地域保健医療協議会（部会等を含む。）開催状況

会 議 名	開催日	出席者数	主 な 議 題
地域保健医療協議会 (自殺総合対策協議会)	令和5年 10月17日 Web・集合	31名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（平成30年度から平成35年度まで）の最終評価について 2 「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（平成30年度から平成35年度まで）の改定について 3 感染症の動向について 4 令和5年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会開催について 5 課題別地域保健医療推進プラン報告
幹事会	令和5年 10月11日 Web・集合	11名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」の最終評価の実施について 2 「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」の改定について 3 令和5年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部薬事分科会報告について
保健福祉部会 (地域・職域連携 推進協議会)	令和6年 3月7日 Web・集合	18名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（平成30年度から平成35年度まで）」の最終評価及び「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（令和6年度から令和11年度まで）」の素案について 2 地域・職域連携協議会について 3 多摩立川保健所地域保健の取組について
生活衛生部会	令和6年 2月15日 Web・集合	11名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（平成30年度から平成35年度まで）」の最終評価及び「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（令和6年度から令和11年度まで）」の素案について
薬事分科会	令和5年 8月1日 集合	8名	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における薬育の普及活動について 2 多摩立川保健所の取組状況について
地域医療システム化 推進部会	令和6年 3月1日 Web・集合	15名	<ol style="list-style-type: none"> 1 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（平成30年度から平成35年度まで）」の最終評価及び「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（令和6年度から令和11年度まで）」の素案について 2 多摩立川保健所歯科保健事業について 3 医療安全支援センター事業等報告について 4 医療連携推進事業について 5 在宅療養の推進について
歯科分科会	令和6年 2月8日 集合	14名	<ol style="list-style-type: none"> 1 圏域の歯科保健状況について 2 地域の歯科保健の取組状況について 3 北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プランについて 4 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」の改定について

6 市町村連携

(1) 医療保健政策区市町村包括補助事業

平成16年の保健所再編整備に伴い、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援事業が創設された。

現在は、5つの包括補助事業（医療保健政策（令和6年度から「保健医療政策」に名称変更）、子供家庭支援、高齢社会対策、障害者施策推進及び地域福祉推進区市町村包括補助事業）として実施されている。保健所では、医療保健政策に係る区市町村包括補助事業について、圏域6市の事務取りまとめを行っている。

ア 制度の概要

この補助制度は身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は先駆的事业が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 補助対象事業

(ア) 先駆的事业

医療保健分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか区市町村の創意工夫によるもの。

(イ) 選択事業

- ・ 都が目指す医療保健政策の実現を図るために列挙する事業から区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型）。
- ・ 区市町村が地域の特性を踏まえ医療保健分野において独自に企画して実施するもの（提案型）。

(ウ) 一般事業

市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次の事業

i 初期救急事業（下表では「一般事業（ア）」として表記）

(i) 休日急病診療事業

(ii) 休日歯科応急診療事業

ii 保健医療サービスの充実に資する事業（下表では「一般事業（イ）」として表記）

表6-1 令和5年度医療保健政策区市町村包括補助事業実績

（単位：件）

市名	先駆的事业	選択事業	一般事業(ア)	一般事業(イ)	計
立川市	1	22	2	-	25
昭島市	1	19	2	-	22
国分寺市	-	12	2	1	15
国立市	1	13	2	1	17
東大和市	1	17	2	4	24
武蔵村山市	-	11	2	1	14
計	4	94	12	7	117

(2) 連絡調整

圏域内の各市について地域保健医療に係る情報の提供及び収集、連絡調整等を行っている。

- ・ 圏域6市健康主管課長連絡会議（年4回 4月、7月、10月、1月に開催）

7 健康危機管理

健康危機管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務」のことをいう（「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定）より。）。

（1）健康危機管理対策

ア 背景

これまで都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成12年4月に具体的な手順を定めた「健康危機管理マニュアル」を策定するなど、都民の健康危機に対し、さまざまな事例に対応してきた。平成24年度には健康危機管理の拠点である健康安全研究センターを建て替えるなど機能の集約・強化を図り、平成25年3月には「健康危機管理マニュアル」を改定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、健康危機発生時に関係機関が連絡体制を密にして迅速かつ的確な対応を行えるよう、平成16年6月に圏域6市や関係機関等の代表による「北多摩西部健康危機管理対策協議会」を設置した。同協議会は、平成17年3月に各関係機関の役割分担や発生時の通報・連絡体制などを盛り込んだ「北多摩西部健康危機管理計画」を策定した。また、新興感染症など新たな健康危機への対応を含む健康危機管理事案に関する情報の共有や課題検討を行うとともに、訓練の企画・実施及び研修会の開催等を通じて、健康危機管理体制の充実強化を図ってきた。

平成24年3月には、平成23年3月の東日本大震災で被害を受けた原子力発電所の放射能漏洩による健康への影響などの内容を追加し、「北多摩西部健康危機管理計画」の一部改定を行った。

また、平成28年2月には、ラジオ・アイソトープ漏えい事故等が起こった場合の初動体制について記載した「ラジオ・アイソトープ漏えい事故対応マニュアル（暫定版）」を策定した。

平成30年度には、健康危機に関する会議体系の見直しを行い、「健康危機管理対策協議会」と「感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を兼ねて開催・運営することとした。

（2）新型インフルエンザ等対策

ア 背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。また、平成20年5月には「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療体制ガイドライン」を策定し、平成21年4月に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、平成23年4月には「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下、「都ガイドライン」という。）として改定した。

平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）が施行され、平成25年6月に国が同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定すると、都は平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）を策定し、平成28年8月には都ガイドラインを改定した。

また、都は平成30年3月に、都内各ブロックで策定した「感染症医療体制に関する整備計画」を取りまとめた「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」を策定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、平成20年度の新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業の実施に伴い、新型インフルエンザ等発生時における圏域の医療体制の整備を促進することを目的として、圏域6市や関係機関等の代表による「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を設置した。

また、平成24年3月には、新型インフルエンザ等の発生に備えた地域医療体制確保の基本的な方針を示す「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」（以下、「確保計画」という。）を策定した。

平成28年10月には、特措法、都行動計画等を踏まえた確保計画の改定に向けて、圏域の25病院を対象とした「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施し、平成29年3月に確保計画を改定した。

平成29年12月には、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会と兼ねて、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で実施し、ブロック協議会委員が訓練の様子を見学した。

令和元年6月には、平成28年度に引き続き、圏域の25病院を対象に「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施するとともに、同年10月には、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で実施した。

ウ 主な新型インフルエンザ等対策

【国の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「新型インフルエンザ等対策推進本部」設置
平成17年11月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年3月	「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成21年2月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定 「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」決定 (平成21年6月、10月改定)
平成21年5月	「基本的対処方針」決定（平成21年10月改定）
平成21年10月	「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」決定 (平成21年12月改定)
平成23年9月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」改定
平成25年4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成25年6月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成29年9月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定

【東京都の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「東京都の新型インフルエンザ等対策について」報告
平成17年12月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年3月	「東京都新型インフルエンザ等対応マニュアル」策定
平成20年5月	「東京都新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン」策定
平成21年2月	「福祉保健局新型インフルエンザ等対策本部」「東京都発熱相談センター」設置
平成21年4月	「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン(暫定版)」策定
平成21年5月	「東京都感染症対策本部」設置
平成23年4月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」改定
平成25年11月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成28年8月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン(暫定版)」改定
平成30年3月	「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画(全体計画)」策定

【北多摩西部保健医療圏の対策】

年 月	内 容
平成17年12月	北多摩西部健康危機管理対策協議会にて圏域の対応について検討
平成18年1月	北多摩西部健康危機管理対策協議会幹事会にて圏域の対策について検討
平成18年2月	新型インフルエンザ等発生を想定した通信訓練の実施
平成18年3月	北多摩西部保健医療圏新型インフルエンザ等対策の取りまとめ
平成19年2月	新型インフルエンザ等発生を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年1月	新型インフルエンザ等発生・流行を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年3月	新型インフルエンザ等流行を想定した発熱センター模擬訓練の実施
平成20年11月	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会にて圏域の医療体制について検討
平成21年2月	同協議会発熱外来検討部会にて圏域の発熱外来等の医療提供体制について検討
平成21年5月～	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会等にて圏域の医療確保対策等を検討
平成21年10月	圏域版「小児医療体制確保のための段階別行動表」作成 「北多摩西部保健医療圏 インフルエンザ等情報」発行(平成21年12月末まで)
平成22年11月	「北多摩西部保健医療圏におけるインフルエンザ等段階別行動表」改定
平成24年3月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画(多摩立川ブロック)－暫定版－」策定
平成27年1月	圏域の医療機関(25病院)との情報連絡訓練の実施
平成28年10月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
平成29年3月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画(多摩立川ブロック)－暫定版－」改定
平成29年12月	国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を実施
令和元年6月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
令和元年10月	独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で新型インフルエンザ等対策訓練を実施

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

令和元年12月以降、中華人民共和国の湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が確認された後、世界的に感染が拡大し、令和2年1月30日、WHO（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を、3月11日にはパンデミックを宣言した。新型コロナウイルス感染症に感染した多数の人々に健康被害が生じたため、保健・医療分野のみならず、社会・経済活動にも甚大な影響を及ぼした。

国内では、令和2年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置付けられた後、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」感染症に移行した。

都では、令和2年1月24日に、都内で初の感染者が確認されて以降、各関係機関と連携し、都民の命を守るため、東京の総力を挙げて感染拡大の防止に努め、モニタリング会議や東京iCDCによる分析や知見を踏まえ、相談・検査体制の充実、迅速な病床の確保や高齢者向けの療養施設の設置、フォローアップ体制の構築など、総合的な医療提供体制を「東京モデル」として充実・強化してきた。また、ワクチン接種の円滑な実施のほか、保健所の体制強化やデジタル化の推進による業務の効率化も推進した。

北多摩西部保健医療圏においては、令和2年3月30日に、初めて陽性者が確認された。その後、患者数が増加し、緊急事態宣言の下、保健所においては、PCR検査、入院調整、患者搬送、積極的疫学調査、クラスター対応、都民からの電話相談等に追われた。

また、更なる感染拡大に対応するため、本庁からの応援職員やトレーサー班の派遣、会計年度任用職員の新規任用、人材派遣の活用等により人員体制を強化するとともに、保健所DX（デジタルトランスフォーメーション）として、デジタル機器を導入し、業務の効率化により対応した。

さらに、管内各市、医療機関、各市医師会との相互の連携強化を図り、きめ細やかな支援に取り組んだ。

(4) 多摩立川保健所健康危機対処計画の策定

国は、令和4年12月、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため感染症法等の一部を改正し、都道府県が平時に定める予防計画において、記載事項を充実させること、また、医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制については、それぞれ整合性を図りつつ、数値目標を設定すること等が定められた。感染症法等の一部改正と同時に地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針も改正され、都道府県行動計画を踏まえて、各保健所において健康危機対処計画を策定することになった。

北多摩西部保健医療圏では、健康危機管理対策協議会での協議を経て、令和6年3月に「多摩立川保健所健康危機対処計画」を策定した。

(5) 令和5年度北多摩西部健康危機管理対策協議会等開催状況

会 議 名	開催日	議 題
健康危機管理対策協議会 (感染症地域医療体制 多摩立川ブロック協議会 を兼ねる)	令和6年 3月15日	(1) これまでの動き等 ア 圏域での新型コロナウイルス感染症対応に係る取組等 イ 都保健所の体制・機能強化について (2) 健康危機対処計画について ア 東京都感染症予防計画について イ 多摩立川保健所健康危機対処計画の策定について

8 補助金審査

東京都保健医療局各部が所管する補助金事務のうち市町村を対象とした各種補助金の審査事務を行っている。補助金窓口を一本化することにより市町村との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

圏域各市から申請を受けた令和5年度の補助金事業は以下のとおりである。

- 健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金
 - ・ 法定事業補助

- 予防接種に関する事業
 - ・ 予防接種健康被害者救済措置に係る都負担金

- その他事業
 - ・ 小児初期救急平日夜間診療事業補助金
 - ・ 感染症予防事業費都負担金（令和5年度該当なし）

9 受動喫煙防止対策

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」により、日本では、年間推定約1万5千人が亡くなっている。また、「受動喫煙」によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることが分かっており、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になるといわれている。

こうした状況を受け、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、平成30年6月に改正健康増進法、同年7月に東京都受動喫煙防止条例が制定された。令和2年4月1日の全面施行以降は、飲食店、ホテルやオフィス、商業施設など多数の人が利用する施設については屋内原則禁煙、喫煙は基準を満たした喫煙室でのみ可能となっている。

(1) 普及啓発

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく新たな制度について、住民や事業者、関係機関等に対し、普及啓発を行っている。

表9-1 普及啓発実施状況

実施日	内 容
令和5年5月31日から6月6日まで	街頭ビジョンにて受動喫煙防止対策の普及啓発動画放映 (立川駅南口アレアビジョン、立川駅北口伊勢丹立川ビジョン)
令和6年3月18日	喫煙マナーアップ街頭キャンペーンで啓発グッズの配布 (JR中神駅北口及び南口)

(2) 助言・指導等

住民や事業者、関係機関等からの相談に対応するほか、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反の通報や情報提供に対し、助言・指導を行っている。

表9-2 助言・指導件数(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	助言・指導	立ち入り検査等	勧告	公表	命令	過料処分	計
件数	217	3	-	-	-	-	220

(3) 喫煙可能室(店)の届出

一定の条件を満たした飲食店については、飲食をしながら喫煙することができる「喫煙可能室(店)」を設置することができる。こうした喫煙可能室(店)の届出の受理を行っている。

表9-3 喫煙可能室(店)届出件数(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	届出	変更	廃止
件数	3	-	8